

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設（コンプレッサー） の見直し検討（概要）

令和 3 年 9 月
環境省水・大気環境局
大気環境課大気生活環境室

1. 見直し検討の背景等

コンプレッサー^{※1}のうち原動機の定格出力が一定以上のものについては、騒音規制法及び振動規制法において特定施設^{※2}として規制対象となっている。

これについて、長野県知事より内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、「大型のコンプレッサーの性能は進化している一方で、騒音規制法及び振動規制法の基準は長い間改正されておらず、時代の変化に対応することが必要であることから、技術革新を踏まえた基準の見直しを行うこと」が要望され、当省において検討を行っているところ。

同機器については、低騒音化・低振動化の取組が進められる一方で、地方公共団体が受けている騒音規制法の特定施設に対する苦情のうちの約 3～4 割、振動規制法の特定施設に対する苦情のうちの約 1～2 割を占めている。

これらの状況を踏まえ、有識者により構成される「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会（座長：矢野隆熊本大学名誉教授）」を設置し、同機器の最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や生活環境における影響実態等を整理しつつ、同機器の規制対象範囲の見直しについて検討を進めているところ。

※ 1 圧縮した気体をタンクにため、当該圧縮気体を動力源として工作機械等で使用するための機器。日本語では圧縮機。

※ 2 騒音規制法においては、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設）として、空気圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）が定められている。振動規制法においては、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設）として、圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）が定められている。

2. 見直し検討の概要

「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会」における 2 回の議論を経て、低騒音化・低振動化の取組が進んでいる状況を踏まえ、生じる騒音・振動が一定以下の機器については、生活環境保全上問題ないものとしてそれぞれの法律において個別に指定等を行った上で規制対象外としていくことが

妥当とした上で、その線引きの検討に当たっては、

- 騒音規制法における空気圧縮機については、騒音に係る環境基準や騒音規制法に基づく規制基準も踏まえ、設置の仕方によらず苦情が発生するおそれが少ないと考えられるものを慎重に見極めていく必要がある。
- 振動規制法における圧縮機については、振動規制法に基づく規制基準も踏まえ、使用現場での振動レベルは、機器固有の加振力のみによるのではなく、堅固な基礎への固定等の追加対策により抑制されている例が多いことにも留意しつつ、苦情が発生するおそれが少ないと考えられるものを慎重に見極めていく必要がある。また、圧縮原理による加振力の違いにも着目し、圧縮方式単位で規制対象外とできる可能性も考えられることを視野に入れて検討を進める必要がある。
- 様々な圧縮方式の機器の実測調査によりデータを充実し、地域の現場で騒音・振動問題に対処している地方公共団体からの意見聴取も含めた情報収集が必要と考えられる。

との中間報告が令和 3 年 9 月 3 日に取りまとめられたところ。

3. 今後の予定

上記を踏まえ、それぞれの法律において規制対象から外すコンプレッサーの要件等を具体的に整理していくとともに、騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）及び振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）等の改正を行う。